Q5-3 退職金制度について教えてください。

台湾の公的退職金制度は現在新旧2制度が並存しています。労働基準法に基づく「旧制度」の退職金給付条件は、同じ雇用者の下で長期間にわたり勤続せねばならないという厳しいものでした。そのため政府は 2005 年に労働者退職金条例に基づく「新制度」を施行し、たとえ転職をしても一定の条件を満たせば退職金を受取ることができるようにしました。「新制度」施行時に在籍していた労働者は「新制度」への移行か、「旧制度」の継続を 1 度のみ選択する事ができたため、「新制度」適用と「旧制度」適用の従業員が混在している会社も見られます。なお、「新制度」の施行以降に新たに雇用された台湾人従業員は「新制度」のみ適用されます。

一切「小人」でいる	- 新に - 作用されに古湾入仏未貝は 和	
	〈旧制度:〉	〈新制度:〉
性質	確定給付型	確定拠出型
対象者	外国人を含む労働基準法が適用され る労働者	台湾人労働者、台湾人と結婚している外国人労働者、および永久居留証を取得した外国専業人材に 適用
口座の種類	雇用者が台湾銀行の雇用者ごとの退 職金専用口座に積立	雇用者が労働者保険局の個人別の退職金専用口 座に拠出
雇用者負担の積立	労働者の賃金総額の2%以上 15%以 下を毎月拠出	各労働者について賃金月額の6%以上を毎月拠 出
本人負担の積立	なし	労働者自身が任意で賃金月額の6%以内を拠出。 当該拠出額は個人所得税申告時に当年度の課税 所得額から控除可能
勤続年数の計算	退職時の雇用者の下での勤続年数	退職金を積立てた年数の通算
受給方法とタイミング	以下いずれかの条件を満たした場合 に退職一時金を受給可能 ①労働者自らの退職の場合 ・勤続 15 年以上、満 55 歳に達した 場合 ・勤続 25 年以上の場合 ・勤続 10 年以上、満 60 歳に達した 場合 ② 雇用者による退職強制の場合 ・満 65 歳 ・心神喪失や身体障害で担当業務を 遂行できない場合	・退職済みかどうかにかかわらず、満60歳になった時点で雇用者を通さず本人が労働者保険局へ申請する。 ・勤続年数15年未満の者は一時金を受給し、15年以上の者は一時金か月単位での受給を選択できる。
受給金額	退職前6カ月の平均賃金月額×基数 (15 年までの勤続年数1年ごとに2 基数、16年以降は1年ごとに1基数、 最高45基数まで)	・退職一時金は、個人別退職金専用口座の元本および運用収益累計額を一括して受給・月単位の支給は、個人別の退職金専用口座の元本および運用収益累計額につき、年金生命表による平均余命及び想定運用利率を基に計算された金額を月単位で受給。